

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 2 項で準用する同法第 62 条第 1 項の規定により石川県内水面漁場計画を定めるとともに、同法第 64 条第 6 項の規定により当該漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び申請期間を定めた。

令和 4 年 9 月 30 日

石川県知事 馳 浩

1 漁場計画の内容

[別紙 1](#)

2 漁業法第 64 条第 4 項の規定により聴いた石川県内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

[別紙 2](#)

3 漁場図

[別紙 3](#)

4 漁業の免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 令和 5 年 1 月 1 日

(2) 申請期間 令和 4 年 10 月 11 日から令和 4 年 11 月 11 日まで

5. 類似漁業権以外の漁業権

なし